

規制改革実施計画

令和5年6月16日

目次

| | |
|---|----------|
| I 共通的事項 | 1 |
| 1. 本計画の目的..... | 1 |
| 2. 本計画の基本的性格..... | 1 |
| 3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方..... | 1 |
| 4. 規制改革・行政改革ホットライン..... | 2 |
| 5. 計画のフォローアップ..... | 2 |
| II 実施事項 | 3 |
| 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し..... | 3 |
| (1) 7項目のアナログ規制等の見直し..... | 3 |
| 2. 国家戦略特区における取組..... | 4 |
| 3. 個別分野の取組..... | 4 |
| <スタートアップ・イノベーション分野>..... | 4 |
| (1) スタートアップを促進する規制・制度見直し..... | 4 |
| (2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し..... | 8 |
| (3) AI活用を推進する規制改革..... | 11 |
| (4) 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進..... | 11 |
| (5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革..... | 12 |
| (6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備..... | 13 |
| (7) 生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化..... | 14 |
| (8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通..... | 14 |
| (9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し..... | 16 |
| (10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現..... | 17 |
| (11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方..... | 17 |
| (12) Society 5.0の実現に向けた電波制度改革..... | 18 |
| (13) 放送に関する制度の見直し..... | 18 |
| (14) デジタル時代における著作権制度の在り方..... | 20 |
| (15) 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進..... | 23 |
| (16) 無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化*..... | 24 |
| (17) ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定*..... | 24 |
| (18) Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大*..... | 24 |
| (19) LPSの事業内容の拡大*..... | 25 |
| (20) 外国人エンジニアの就労円滑化*..... | 25 |

| | |
|---|----|
| (21) 一般送配電網以外における高速P L Cの使用範囲の拡大 * | 25 |
| (22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設 * | 26 |
| <グリーン分野> | 27 |
| (1) カーボンニュートラルに向けたE V普及のための充電器の整備に向けた見直し | 27 |
| (2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等 | 32 |
| (3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し | 33 |
| (4) 電力システムに係る見直し | 34 |
| (5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し | 40 |
| (6) その他 | 41 |
| <人への投資分野> | 46 |
| (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 | 46 |
| (2) 労働時間制度の見直し | 47 |
| (3) 副業・兼業の活用促進 | 47 |
| (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し | 48 |
| (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 | 48 |
| (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し | 48 |
| (7) 多様な正社員（限定正社員）の活用促進 | 49 |
| (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 | 50 |
| (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 | 53 |
| (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し | 58 |
| (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 | 58 |
| (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備 * | 59 |
| (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革 * | 60 |
| (14) 企業主導型保育事業の規制改革 * | 60 |
| (15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施 * | 60 |
| (16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育） * | 60 |
| <医療・介護・感染症対策分野> | 62 |
| (1) デジタルヘルスの推進①ーデータの利活用基盤の整備ー | 62 |
| (2) デジタルヘルスの推進②ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー | 73 |
| (3) 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等 | 81 |
| (4) 働き方の変化への対応・運営の合理化 | 85 |
| (5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討 * | 93 |
| (6) 救急救命処置の範囲の拡大 * | 93 |
| (7) 救急救命処置の先行的な実証 * | 93 |
| (8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化 * | 94 |
| (9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い * | 94 |
| (10) 外国人の医療アクセスの改善 * | 94 |

<グリーン分野>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、カーボンニュートラルの実現に向けては、EV普及に向けた充電器の整備のための規制・制度の見直し等も必要である。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|-------------------------------|---|---|---------------------------|
| 1 | EV用充電器の整備に係るロードマップの策定 | <p>カーボンニュートラルに向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。この点、EV用充電器については、経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。これらの点を踏まえ、経済産業省は、必要に応じ国土交通省の協力の下、EV用充電器の整備に係る下記ロードマップを策定する。</p> <p>a 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ</p> <p>b a以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ</p> | <p>a: 措置済み</p> <p>b: 令和5年度上期 目途措置</p> | <p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> |
| 2 | サービスエリアパーキングエリア(SA・PA)の充電器の設置 | <p>全国の高速道路のSA・PAの駐車場において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者が充電能力の拡張性(更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮(電線の埋設管路の設置等))を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省、経済産業省は、NEXCO等の高速道路会社や独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等の関係機関と適切に連携しつつ、ロードマップの実現のために当該事業に協力する。</p> | 措置済み | <p>国土交通省</p> <p>経済産業省</p> |
| 3 | 高速道路近傍の | 国土交通省は、高速道路の一部のSA・P | 令和6年度措置 | 国土交通省 |

| | | | | |
|----|--|---|----------|-------|
| | | 討した上で、検討結果に応じて、必要な措置を講ずる。 | | |
| 28 | 太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供 | 住宅等への屋根置き太陽光設備の導入について、初期費用を軽減できるリース等により太陽光発電設備を設置する事例も増えてきているところ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮すること等を必要に応じて検討することを、金融機関等に対し適切に周知する。 | 措置済み | 金融庁 |
| 29 | 屋上に架台を取り付けて太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化 | 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備について、当該太陽電池発電設備の架台下の空間にキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、建築基準法上の主要構造部に該当しないことや、当該架台下の空間は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定される床面積及び階数に算入されないこと等を明確化するため、通知を発出する。 | 措置済み | 国土交通省 |
| 30 | 目安光熱費の表示について | 建築物の省エネルギー性能の広告表示について、目安光熱費を表示する際のルールを定めるのに併せて、当該目安光熱費の表示をすることが望ましい旨をガイドライン等において、明記する。 | 令和6年4月措置 | 国土交通省 |

(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|--|--|--------------------------|------|
| 31 | 一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の体系・適用の在り方の検討 | 消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。 | 令和5年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論 | 総務省 |
| 32 | 一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消 | 一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 総務省 |

| | | | | |
|----|--|--|---------------------------|-----|
| | 火設備に関する見直し | 置を講ずる。 | | |
| 33 | 鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池についての指定数量の合算方法の見直し | EV用リチウムイオン蓄電池について、鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。 | 令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 総務省 |
| 34 | 定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和 | 消防庁は、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。 | 令和5年度上期措置 | 総務省 |

(4) 電力システムに係る見直し

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|--|--|------------------------------|-------|
| 35 | 北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し | 最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、必要な調整力量等について検証し、出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池について、実際の運用データ等も踏まえて、将来的に当該蓄電池がどのように活用可能であるかという点やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |
| 36 | 北海道エリアにおける蓄電池募集プロセスの取りやめ | 再エネ事業者を対象とした発電設備系統接続条件としての蓄電池募集プロセスのⅠ期の残余分及びⅡ期の募集は取りやめる。 | 令和5年度上期措置 | 経済産業省 |
| 37 | 非FIT再エネについての出力抑制時の金銭的精算の実施 | 卒FIT電源やFIP電源等の限界費用が0 [円/kWh] の非FIT再エネについて、現行の調整電源と同様、ゲートクローズ後に送配電事業者が指示する出力制御に応じた場合の金銭的な精算の在り方を検討し、その結果を踏まえて必要な場合は、措置を講ずる。 | 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |